入札募集要領

1　件名

令和８年度市役所庁舎照明 LED 化修繕（器具流用）

2　仕様

「令和８年度市役所庁舎照明 LED 化修繕（器具流用）仕様書」のとおり

3　質問及び回答

(1) 本件入札に関する質問は、質問書（様式第１号）を電子メールにより提出するものとし、電子メールの件名及び提出先は、次のとおりとする。

件　名：令和８年度市役所庁舎照明 LED 化修繕質問書（法人名又は氏名）

提出先：湖西市企画部資産経営課資産経営係（メールアドレス　kanzai@city.kosai.lg.jp）

(2) 質問の受付期間は令和８年 10 月 28 日から令和８年 11 月６日までとする。

(3) 回答は、令和８年 11 月 11 日までに湖西市ウェブサイトへ掲載するものとし、個別には回答しない。

(4) 公表した回答は、本要領の一部を構成するものとする。

4　入札参加の要件

本業務の入札参加資格は、次の要件を全て満たすものとする。

① 修繕で設置する物品のアフターサービスなどを実施可能な事務所等を静岡市以西（静岡県内限る。）または豊橋市に有していること。

② 電気工事の施工に必要な資格・登録等を有し、適切な技術者を配置できること。

③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

④ 直近の１年間において、市税(湖西市に対し納付義務があるもの)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑤　国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

⑥ 湖西市暴力団排除条例(平成 24 年湖西市条例第 34 号)に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

⑦ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)に該当しない者であること。

5　入札保証金

免除する。

6　入札書の提出方法等

(1) 提出書類

①入札書（様式第２号)、 ②単価内訳書（別紙)、 ③担当者の名刺

※入札書、単価内訳書、担当者の名刺を同一の封筒に入れ、封筒の表面に「入札書在中」と記載の上、封印すること。

(2) 提出先

湖西市役所2階　資産経営課

〒431-0492　静岡県湖西市吉美3268番地

(3) 提出方法

持参又は書留郵便

※持参による提出は、8時30分から17時15分まで（土・日曜日及び祝日を除く。）とする。

(4) 提出期限

令和8年11月19日17時00分（必着）

7　開札

(1) 開札は、次に掲げる日時及び場所にて執行する。

① 日時　令和8年11月20日　9時00分

② 場所　湖西市役所3階　303会議室

(2) 開札会場への入室は、入札参加者1者につき原則1名とする。

(3) 入札参加者の立会いは不要とする。ただし、立会いを希望する場合は、開札日の前日までに事務局へ連絡すること。

8　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 期限後に提出された入札

(2) 入札金額を訂正した入札

(3) 入札参加資格のない者がした入札

(4) その他湖西市契約規則第19条に該当する入札

9　落札者の決定等

(1) 予定数量に入札単価を乗じた推定総額が予定価格（契約限度額）以下で最低価格を提示した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき価格を提示した者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 落札者には、開札後速やかに通知する。また、入札結果は、後日、湖西市ウェブサイトに公表する。公表する内容は、落札者名及び落札金額とする。

10 契約保証金

免除する。

11 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の通知を受領した日から起算して10日以内に、市の指示に従い単価契約に必要な書類を等提出し、契約を締結しなければならない。

(2) 最終的な支払額は、契約単価及び落札後の協議により決定する実施数量に基づき精算するものとし、予定数量は保証しない。

12 書類の提出

落札者は、仕様書に記載の書類を提出するものとする。

13 問い合わせ先

本件入札に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

湖西市企画部資産経営課資産経営係

〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268 番地

電話：053-576-4875

メールアドレス：kanzai@city.kosai.lg.jp

14 その他

本要領に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、湖西市契約規則その他関係法令の定めるところによる。